

《きょうえい》事業者カードローンカード規定

1. (カードの利用)

《きょうえい》事業者カードローンについて発行した事業者カードローンカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

カードは、当組合ならびに当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(自動預入払出機ならびに振込機を含む。以下「支払機」といいます。)を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合(以下「借入れ」といいます。)に利用することができます。

2. (カードの保管・管理)

- (1) カードは他人に知られないよう、紛失・盗難等に十分注意して保管してください。
- (2) カードは、生年月日・電話番号・住所等記載された運転免許証・保険証等と一緒に保管しないよう注意してください。

3. (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して当座貸越の借入れを行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による借入れは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入金額は当組合または提携先が定めた金額の範囲内とします。

なお、提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの借入金額は当組合が定めた金額の範囲内とします。

- (3) 提携先の支払機により借入れを行う場合は、その金額と以下「5. 支払機利用手数料」に規定する支払機利用手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入れ可能な金額を超えるときは、借入れることができません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を当座貸越口座からの振替えにより借入れし、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に当座貸越契約者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

- (4) 振込機を使用して振込資金を当座貸越口座からの振替により借入れし、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料と第5条に規定する支払機利用手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

5. (支払機利用手数料)

- (1) 支払機を利用して借入れを行う場合には、当組合および各提携先所定の支払機利用に関する手

料をいただきます。

- (2) 当組合の支払機を利用して借入れを行う場合は、当組合がとくに定めた時間帯に限り、支払機利用手数料を自動的に引き落としのうえ貸越金に組み入れします。
- (3) 提携先の支払機を利用して借入れを行う場合に、提携先が支払機利用手数料を定めているときは、支払機利用手数料は借入れ時に自動的に引き落としのうえ、貸越金に組み入れします。

6. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機による借入れができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店（以下「当店」といいます。）の窓口でカードにより借入れを行うことができます。

この場合、当組合所定の払戻請求書に氏名・金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。なお、各提携先の窓口では、この取扱いは致しません。

- (2) 前項による借入れを行うときは、当組合所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出してください。なお、各提携先の窓口では、この取扱いは致しません。
- (3) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当店の窓口で前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、各提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードによるご返済)

- (1) 支払機を利用して借入れのご返済（入金）を行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、現金を投入して正確に操作してください。
- (2) 借入れのご返済（入金）は、機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりのご返済（入金）は、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項(1)と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名・その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

10. (暗証番号等)

- (1) 暗証番号は、前記2. (1)、(2)に従い、他人に知られないようご注意ください。
- (2) 当組合が、カードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してお支払した

うえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および各提携先は責任を負いません。

ただし、この支払が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理についてお借入人の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。

- (3) 当組合の窓口においてカードを確認し、請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項(2)と同様とします。
- (4) 届出の暗証番号を変更する場合には、当組合の支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力してください。この場合、生年月日・電話番号等他人に類推されやすい暗証番号は避けてください。
- (5) 変更後の暗証番号についての規定も前項(1)(2)(3)によるものとします。
- (6) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合は、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当組合所定の手続きをした後にカードの再発行の手続きが必要となり、前記9.によるものとします。

11. (支払機への誤入力等)

当組合および各提携先の支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合および各提携先は責任を負いません。

12. (解約等)

- (1) 当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、各当座貸越契約に定める期限とします。なお、契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各当座貸越契約ならびに返済用口座の預金規定の各条項により取扱います。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
令和2年6月1日現在